

春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年4月8日 NO.12

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

<https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

緊急事態宣言を受け、県が緊急事態措置を発表

4/7、安倍総理は緊急事態宣言を行い、埼玉県も対象となりました。期限は5/6まで。その後、埼玉県の大野知事より緊急事態措置が発表されました。

内容は、①外出自粛の要請 ②多数の者が参加するイベントの自粛要請 ③県立学校への休業要請 ④買占め、売り惜しみに対する配慮 の大きく分けて4つの項目です。

東京都が6日に発表したような人が多く集まる施設や事業所などの使用制限は出されませんでした。

業者に対する給付金・助成金などはまだ未確定

会員さんから民商にも問い合わせが寄せられている、安倍首相が先日発表した事業主100万円、中小企業へ200万円を給付する経済対策について首相は、「年末までに、今と比べて収入が半減していれば出すという設計になっている」「1カ月でもどこかがあたられば対象になる」との発言にとどめました。

1世帯30万円の給付に関しては、コロナウイルスによって収入が減り住民税非課税水準まで落ち込んだ世帯。又は、1カ月の月収が半分以下になり、かつ住民税非課税世帯水準の2倍以下になる世帯のどちらかに当てはまる世帯が対象となります。

新型肺炎に対する中小業者支援の緊急要請書提出

4/7、下田会長と事務局長は川越市に対し、新型肺炎拡大の影響に対する中小業者支援6項目の緊急要請書を提出しました。

- ① 金利・保証料ゼロ融資の創設と、据置期間5年への延長。
- ② 一人親方、フリーランスへの直接支援制度の創設と、業者の固定経費助成などの損失補填補助。
- ③ 納税困難者に対する納税緩和措置の周知活用。
- ④ 感染した国保加入者に対する傷病手当の早期対応と、事業主や家族専従者までの適用。
- ⑤ 市として、経済回復のため消費税5%への引き下げを国に求めるよう要請。
- ⑥ 緊急事態宣言、その後のロックダウンが行われた時も含めた休業補償、損失補填補償要請。



国保加入者のコロナ感染による傷病手当検討も、自営業者と家族は対象外か

国からの通達と交付金支給で、市町村が条例改定を行い、国保加入者がコロナウイルスに感染した場合の傷病手当が出せる特例を準備しています。川越市国保課の担当者は、「従業員以外への交付金が国から出ないため、川越市国保財政の赤字状態が続く中では難しい」との回答。国や県への要請は引き続き行っていくとの回答を得ましたが、同じ国保加入者で被雇用者と事業主との対応が違うのはおかしいと、今の業者の厳しい現状を踏まえ要請

を行いました。

8日からは、東松山市、川島町、吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町への要請を行います。

埼玉県制度融資 新型コロナ対応型 4/1金利引き下げ

経営安定資金（セーフティネット4号）

融資限度額＝1億6,000万円に拡大 融資期間＝10年以内に延長
据置期間＝3年に延長 貸付金利＝年0.5%以内に引下げ 保証料＝0.8%以内
受付要件＝直近1カ月売上、またはその後2カ月含め15%減少（見込み）

経営安定資金（セーフティネット5号）

融資限度額＝1億円に拡大 融資期間＝10年以内に延長
据置期間＝3年に延長 貸付金利＝年0.6%以内に引下げ 保証料＝0.68%以内
受付要件＝最近3カ月が売上5%減少

経営あんしん資金

融資限度額＝1億円に拡大 融資期間＝10年以内に延長
据置期間＝3年に延長 貸付金利＝年0.8%以内に引下げ
保証料＝0.45%～1.64%以内 そのほか＝市町村の認定書不要
受付要件＝最近3カ月が売上減少、今後3カ月が減少見込み、
最近1カ月が減少、今後1カ月が減少見込み、
開業後1年未満で最近1カ月の売上が一定時期の平均売上より減少

緊急借り換え資金（4/1からの新しい融資）

融資限度額＝1億5,000円 融資期間＝10年以内
据置期間＝1年 貸付金利＝金融機関の所定金利 保証料＝0.45%～1.64%以内
受付要件＝借り換えの融資が、信用保証協会の保証付き融資であること
最近3カ月の売上が過去3年間のいずれかの同月より減少していること
借り換えの融資が、実行から1年以上経過しているもの
借り換え後の金利が、借り換え前に比べ下がること

金融公庫、県制度融資に利子・保証料補助のある（近隣）自治体

川島町	＝	公庫・県の融資すべて（町が商工会の斡旋が必要） 年間平均融資残高の1%以内
鳩山町	＝	公庫・県の融資すべて 支払利子と支払保証料の20%以内を町が補助
ふじみ野市	＝	県の融資で「経営安定資金」「経営あんしん資金」 利率の0.5%を市が補助
富士見市	＝	公庫・県の「創業者関連融資」 支払利子の50%を市が補助 ※民商では各自治体要請で利子補給を求めています。

編集幸喜 確定申告の提出時期が4/17以降でも受け付けることとなったことが国税庁から通達がありました。この場合、申告書の右上に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載をする形になります。
コロナウイルスの影響で申告書を作成できない方や、感染拡大により外出を控えている方など誰でもが対象のようです。
早期の情報通達のため、不定期の配信になりそうですが、民商の公式LINE@を設置しました。右のQRコードから登録が出来ます。